

【たたき台】

堺市議会議員災害時対応マニュアル（案）

1 はじめに

災害等の発生時においても、議会として迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担いその責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めた議会BCPを平成30年4月に策定しました。ここでは、堺市議会及び議員が、具体的にどのような行動、対応をする必要があるのかをまとめました。

2 活動原則

- (1) 議員は、議事に参与することとは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、率先して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行う。
- (2) 発生初期においては、混乱状態にあることが予想されるため、当局への要請など議員の活動については、その状況と必要性を見極め、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する。

3 留意事項

(1) 連絡方法

災害発生時は、通信環境が悪化する可能性が高いため、予め複数の連絡方法・連絡先を準備しておく。

(2) 参集方法

災害発生時の交通機関や道路の状況を予想して、予め参集方法・経路等を準備、想定しておく。地震の場合、発生直後は、原則として徒歩又は自転車、バイクを利用する。

(3) 服装及び携行品

災害発生時の活動に支障のない服装を基本とし、各自の判断でヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行する。

(4) 非常用食料・飲料水

災害発生後3日間程度の非常用食料・飲料水の確保に努めるものとする。

4 災害の発生

(1) 対象とする災害

このマニュアルが対象とする災害は、市災害対策本部等が設置される以下の規模の災害をいう。

- ① 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
- ② 大阪府に津波警報（津波・大津波）が発表されたとき
- ③ 本市域に震度 6 弱以上の地震を観測したとき
- ④ 本市域全域にわたる被害又は特に甚大な局地的災害が発生したとき
- ⑤ その他議長が議会 B C P の適用を必要と認める災害またはその他危機事象、武力攻撃等が発生したとき

(2) 議会事務局への安否連絡

議員は、自ら本人の被災状況、連絡方法・連絡先をまず第一報として、下記の使用可能な方法により議会事務局へ連絡する。

- ・ メール
- ・ L I N E
- ・ F A X
- ・ 電話

上記手法がすべて不可の場合、最寄の区役所又は指定避難所に行き、市職員に上記内容を伝え、防災行政無線等の利用も含め議会事務局に連絡するように依頼する。

その後、第二報として、「安否確認表」（様式 1）を下記の使用可能な方法により、議会事務局へ提出する

- ・ メール
- ・ L I N E
- ・ F A X

(3) 災害発生当初の議会事務局から議員への連絡

- ① 状況に応じて議会事務局職員が対象災害発生を議員に連絡する。
- ② 災害の発生から 24 時間を経過しても、安否確認の連絡がない議員については議会事務局から連絡する。

(4) 安否連絡後

- ① 議員は市民の安全確保や応急対応など、地域における活動に従事しつつ連絡体制を確保し、自らの所在を明らかにしておく。また、自ら積極的に災害にかかる情報収集を行う。
- ② 議員は、必要に応じて、地域における活動のなかで収集した被災情報を原則として情報等報告書（様式2）を使用し、下記の使用可能な方法により、議会事務局へ提出する
 - ・ メール
 - ・ L I N E
 - ・ F A Xただし、救命・救助に係る情報等緊急性の高い情報は、緊急通報（119番）するなど、直接、関係機関へ連絡する。
- ③ 議会事務局から会議の参集依頼があった場合、登庁可能な状況であれば議員は速やかに指定場所に参集する。

(5) 議会事務局から議員への連絡方法

議会事務局から議員への連絡は、下記の使用可能な方法で行う。

- ・ メール
- ・ L I N E
- ・ F A X
- ・ 電話

ただし、安否確認の連絡がない議員に連絡する場合は、緊急性の観点から、通信可能であれば電話（固定・携帯）を利用して連絡する。また、状況により、災害時優先電話を利用して連絡する。

(6) 議員自らが収集した被災情報及び対策会議を通じて得た情報の取扱い

議員自らが収集した被災情報については、議員から提出のあった情報等報告書（様式2）を基に、議会事務局において取りまとめを行い、定期的に議会事務局長から正副議長及び議運正副委員長に報告する。

堺市議会災害対策会議の設置前に、市災害対策本部会議等が開催される場合は、議員自らが収集した被災情報を、正副議長及び議運正副委員長の判断により、本部員等の議会事務局職員を通じて、市災害対策本部等に提供できるものとする。

また、議員は、堺市議会災害対策会議を通じて得た災害情報や支援情報等を、様々な方法により、市民（地域）に提供する。

(7) 会議（本会議・委員会）開催中に発生した場合

議長、委員長が必要に応じ、会議を中断（暫時休憩）する。地震の場合は、一旦頭をかくし机の下に避難する。その後、議員は会派等控室に移動する。会派等控室への避難が難しいと判断した場合、議会事務局の案内により他の避難可能な場所に移動する。

議会事務局が危機管理室等当局から速やかに災害情報を収集し、正副議長、議運正副委員長、当該委員会正副委員長に報告する。あわせて、議長が堺市議会災害対策会議の設置を判断する。

また、今後の対応を協議するため、議会運営委員会、委員協議を開催する。議長、委員長から、今後の対応予定の連絡があるまでは、議員は、議会フロアにとどまるものとする。連絡の後、可能な議員は退庁するものとするが、退庁する前には、議会事務局に「安否確認表」（様式1）を提出する。

委員会視察中に災害が発生した場合は、委員長が視察の継続について判断する。状況により、視察の継続を不可とする場合は、随員職員・議会事務局と調整し、速やかに帰路につくものとする。

※会議開催中でない場合でも、会議日程の変更等対応が必要な場合は、必要に応じて議会運営委員会、委員会の委員協議を行う。

5 堺市議会災害対策会議について

(1) 設置

対象となる災害が発生した場合、議長が堺市議会災害対策会議を設置する。

(2) 準備

- ① 座長である議長が日時と場所を決定し、会議構成議員に通知する。
- ② 議員は、要望等があれば各会派等を代表する会議構成議員に報告する。
- ③ 議会事務局は各議員から提供された被災情報等の集約を行う。
- ④ 議会事務局は市災害対策本部等から災害関連情報を収集する。

(3) 会議開催

開催時期により協議事項等は多少異なるが、概ね下記の内容で行う。

- ① 議会事務局からの報告
 - ・市災害対策本部等から収集した災害関連情報や支援情報
 - ・議員から提供された被災情報等
- ② 災害に関する情報交換と要望にかかる調整

- ・ 会議構成議員からの状況報告と要望
- ・ 災害関連情報の整理
- ・ 要望の取りまとめ
- ③ 通常体制にもどるまでの今後の対応協議
 - ・ 今後の対応予定
 - ・ 本会議開催に向けた議会運営委員会の開催や、常任委員会・特別委員会の開催に向けた委員協議の開催等について調整を行う。

(4) 開催後

- ① 会議録を作成するとともに、市災害対策本部等へ提出する災害関連情報や要望書を取りまとめる。
- ② 災害関連情報・要望書を市災害対策本部等に提出する。
- ③ 災害関連情報、要望書、今後の対応予定等会議の内容を全議員に周知する。
- ④ 議員は堺市議会災害対策会議から得た情報を、必要に応じて住民に提供する。

6 事務局連絡先

(1) メールアドレス

議会事務局総務課 giso@city.sakai.lg.jp

(2) L I N E

議会事務局管理職と議員との任意の L I N E グループを構築

(3) FAX

議会事務局 072-228-7881

(4) 固定電話

- ① 議会事務局総務課 072-228-7811
- ② 議会事務局議事課 072-228-7812
- ③ 議会事務局調査法制課 072-228-7813